

東京プロジェクションマッピング実行委員会
(令和7年度第3回)

議 事 次 第

日 時：令和8年2月4日（水）

場 所：書面開催

1 開 会

2 議 事

議案1 商標の利用に関する契約締結について

【配布資料】

・委員名簿

<議案1>

・資料1 商標の利用に関する契約締結について

東京プロジェクションマッピング実行委員会 委員名簿

令和8年2月4日現在

委員長	江村 信彦	東京都産業労働局観光部長
委員	橋本 一郎	公益財団法人東京観光財団 常務理事
委員	神崎 章	新宿区文化観光産業部文化観光課長
委員	小林 洋平	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会 技術担当理事
委員	島田 治	一般社団法人新宿観光振興協会 専務理事

商標の利用に関する契約締結について

1 契約締結の趣旨

東京都庁舎プロジェクションマッピング「TOKYO Night & Light」が2024年2月に認定を受けた「最大の建築物へのプロジェクションマッピングの展示（常設）」としてのギネス世界記録™について、その認定結果を広く国内外に訴求する上で必要となる、公式記録保持者ロゴや「ギネス世界記録™」等の商標使用を行うために契約を締結する。

2 契約の相手方

Ground Floor, The Rookery, 2 Dyott Street, London WC1A 1DE
GUINNESS WORLD RECORDS 社（以下「ギネス社」という。）

3 使用する商標

- ・公式記録挑戦ロゴ
- ・公式記録保持者ロゴ
- ・文字商標「GUINNESS WORLD RECORDS／ギネス世界記録」

4 商標の使用条件について

- ・使用期間：2026年2月26日から2027年2月26日まで（1年間）
- ・使用範囲：映像コンテンツ、オウンドメディア、広告メディア、印刷物、プレスリリース、展示物での使用
- ・費用：200万円（非課税）

5 本契約を行う理由

「TOKYO Night & Light」は約14,000㎡の投影面積を誇り、2024年2月にギネス社より「最大の建築物へのプロジェクションマッピングの展示（常設）」としてギネス世界記録™の認定を受け、広く認知されている。

ギネス社が保有する上記の商標は、“世界一”であることを認定する標識として世界各国で認識される唯一の商標であることから、本事業のより効果的な推進に向け、ギネス社と商標の利用に関する契約の締結を行う。

6 その他

本契約は東京プロジェクションマッピング実行委員会財務規定第17条第1項第1号及び第3項の規定に基づき、実行委員会の承認を受けた後、東京プロジェクションマッピング実行委員会業者等選定委員会への付議を行い、その結果を受けて契約を締結する。

書面表決書

東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 江村 信彦 殿

東京プロジェクションマッピング実行委員会（令和7年度第3回）の議事等について、下記のとおり意見等を表明しますので、よろしくお願いたします。

記

1 議事について

議案 番号	内容	承認する	承認しない
1	商標の利用に関する契約締結について		

（注）議案について、「承認する」・「承認しない」のいずれかに○印で表示してください。

2 意見等

【意見欄】 議事等につきまして、意見等がありましたらご記入ください。

令和8年 月 日

職 名 _____

氏 名 _____